

消防危第 239 号  
令和 2 年 9 月 25 日

公益社団法人全日本トラック協会会長  
日本貨物運送協同組合連合会会長  
日本危険物物流団体連絡協議会会長 } 殿

消防庁危険物保安室長  
(公印省略)

### 移動タンク貯蔵所における事故防止の徹底について

日頃より、危険物施設における保安確保に御尽力を賜り感謝申し上げます。

今般、走行中の移動タンク貯蔵所から出火し、移動貯蔵タンクの一部が破裂する火災が発生しました。(別添参照)

事故原因等については、現在、火災発生場所を管轄する消防本部において調査中ですが、移動タンク貯蔵所の火災や流出事故の発生を防止するため、危険物取扱者等による移送開始前の点検、運転要員の確保、必要な応急措置等を徹底することが重要です。

貴職におかれましては、事故の再発防止の観点から、下記事項について、貴団体の会員に対して徹底を要請していただきますようお願いいたします。

### 記

- 1 危険物の移送をする者は、移送の開始前に、車両の適切な整備、運行前点検を確実に行うことはもちろんのこと、移動貯蔵タンクの底弁その他の弁、マンホール及び注入口のふた、消火器等を点検すること。
- 2 危険物の移送をする者は、移送が長時間にわたる場合には、運転要員を 2 人以上確保すること。(ただし、動植物油類等の移送については、この限りでない。)
- 3 危険物の移送をする者は、移動タンク貯蔵所を休憩、故障等のため一時停止させるときは、安全な場所を選ぶこと。
- 4 危険物の移送をする者は、移動貯蔵タンクから危険物が著しく流出する等災害が発生するおそれのある場合には、災害を防止するため応急措置を講ずるとともに、119 番通報により最寄りの消防機関に通報すること。
- 5 運転手による無理な運転の防止や安全運転の確保等、保安に関する社内教育の充実を

図ること。

消防庁危険物保安室  
担当：齋藤、平野、秋山  
T E L : 03-5253-7524 (直通)  
F A X : 03-5253-7534  
E-mail : [fdma.hoanshitsu@soumu.go.jp](mailto:fdma.hoanshitsu@soumu.go.jp)

## 移動タンク貯蔵所から出火し移動貯蔵タンクの一部が破裂した火災

### 1 覚知日時等

覚知日時：令和2年9月24日（木）6時36分

鎮火日時：令和2年9月24日（木）7時04分

### 2 発生場所

愛知県一宮市内の名神高速道路一宮インターチェンジ上り線名古屋高速道路入口付近

### 3 概要

荷積みに向かう移動タンク貯蔵所が名神高速道路を走行中、車両後部タイヤ付近から火災が発生し、その影響により移動貯蔵タンクのタンク室7室中3室が破裂したもの。

なお、移動貯蔵タンクに危険物は積載されていなかったため危険物の流出はなし。

### 4 消防本部の対応

一宮市消防本部から消防車両8台が出動し消火活動を実施

### 5 移動タンク貯蔵所の構造等

種類：被けん引車形式、積載式以外

タンク容量：24,000 リットル

常置場所：石川県金沢市

### 6 写真



事 務 連 絡  
令和2年9月25日

各都道府県消防防災主管課 }  
東京消防庁・各指定都市消防本部 } 御中

消防庁危険物保安室

#### 移動タンク貯蔵所における事故防止に係る指導について

今般、愛知県一宮市内の名神高速道路で、走行中の移動タンク貯蔵所から出火し、移動貯蔵タンクの一部が破裂する火災が発生しました（別添1参照）。

事故原因等については、現在、火災発生場所を管轄する消防本部において調査中ですが、移動タンク貯蔵所の移送基準等について、火災や流出事故の発生を防止するため、危険物取扱者等による移送開始前の点検等を適切に行うことが必要であることから、関係業界団体に対して別添2のとおり注意喚起を行いました。

各都道府県消防防災主管課におかれましては、貴都道府県内の市町村（消防の事務を処理する一部事務組合を含む。）に対しても、この旨周知し、事故の再発防止に向け、移動タンク貯蔵所における事故防止に係る指導を実施していただきますようお願いいたします。

消防庁危険物保安室

担当：齋藤、平野、秋山

T E L : 03-5253-7524（直通）

F A X : 03-5253-7534

E-mail : [fdma.hoanshitsu@soumu.go.jp](mailto:fdma.hoanshitsu@soumu.go.jp)